

令和 6 年 4 月

保 護 者 様

春日井市教育委員会

令和 6 年度学校給食費の納付方法及び納期限（口座振替日）について（御案内）

1 学校給食費について

(1) 学校給食費と保護者負担額

当市の学校給食費は、食材費相当の金額として 1 食当たり小学校 295 円、中学校 340 円としています（食材価格高騰の影響により、令和 6 年度 4 月分から小学校 50 円、中学校 55 円値上げしました）。

ただし、令和 6 年度は公費負担により値上げ分を無償化するため、保護者負担額（児童生徒分）は、1 食当たり **小学校 245 円、中学校 285 円** です。

(2) 学校給食費の請求

学校給食費は、後払いです。

月ごとに食べた日数をまとめ、翌月の末日（土日祝日の場合は、直後の平日）を納期限として請求します（納期限の一覧は次ページに掲載しています）。

2 納付方法について（次の(1)～(3)からお選びください。）

(1) 口座振替（推奨）

御提出いただいた口座振替届出書の口座から振替します。

口座振替を希望される場合は、口座振替届出書を送付しますので、学校給食課へ御連絡ください（口座変更を希望される場合も同様）。

(2) 児童手当からの差引き

児童手当が支給される月に、まとめて学校給食費を差引きます。

児童手当からの差引きを希望される場合は、申出書の提出が必要ですので、学校給食課へ御連絡ください（児童手当受給者が公務員の場合は、利用できません）。

(3) 納付書（上記(1)、(2)を選択しない場合）

毎月 15 日頃に、自宅等へ納付書を送付します。

納付書裏面に記載の金融機関、コンビニエンスストア、又は市ホームページに掲載のスマホアプリで納付してください。

春日井市学校給食費
ホームページ



※ 就学援助が認定された場合、認定された年度内の学校給食費については、就学援助費から納付されるため、直接保護者等への請求はしません（ただし、年度初めは就学援助の認定審査中のため、認定が決定するまでは上記(1)～(3)で請求します）。

※ 生活保護受給中の場合、教育扶助費から納付されるため直接保護者等へ請求しません。

3 納期限（口座振替日）について

令和6年度の学校給食費と納期限（口座振替日）は、次のとおりです。

なお、表に記した金額は給食調理日数による額（最大金額）であり、実際は、学校行事や休校等を除いた日数で計算されます。

対象月	納期限・口座振替日	小学校 (1食245円)	中学校 (1食285円)	給食調理 日数
4月分	令和6年5月31日(金)	3,675	4,275	15日
5月分	7月1日(月)	5,145	5,985	21日
6月分	7月31日(水)	4,900	5,700	20日
7月分	9月2日(月)	3,185	3,705	13日
9月分	10月31日(木)	4,410	5,130	18日
10月分	12月2日(月)	5,390	6,270	22日
11月分	令和7年1月6日(月)	4,655	5,415	19日
12月分	1月31日(金)	3,675	4,275	15日
1月分	2月28日(金)	4,165	4,845	17日
2月分	3月31日(月)	4,410	5,130	18日
3月分	4月30日(水)	3,185	3,705	13日

【留意事項】

- 1 口座振替の場合は、口座振替日の前日までに登録口座に入金してください。なお、市からの領収書は発行されません。通帳記帳等により御確認ください。
- 2 納付書払いの場合は、納期限までに納付してください。
- 3 学校給食は多くの食材を確保するため、事前に発注しますので、4日前（土日祝休日等を除く。）までに、欠席等により給食を食べない旨、学校へ連絡がない場合は、学校給食費を請求させていただきます。

問い合わせ先 春日井市教育委員会学校給食課
電話 0568-85-6341